

五島市監査委員公表第4号

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成29年8月29日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

29五総第400号
平成29年6月28日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市長 野口市太郎

平成28年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年2月21日付け28五監第417号による平成28年度定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

1 監査の対象

情報推進課 市民課 健康政策課 農業振興課 農林整備課 商工地域振興課
再生可能エネルギー推進室 富江支所 玉之浦支所

2 指摘事項及び講じた措置

【健康政策課】

(1) 時間外勤務命令簿について

勤務時間数及び支給割合の錯誤により、時間外勤務手当の支給誤りが生じていた。時間外勤務手当の支出に際しては違算などが無いようチェック体制を強化されたい。

【講じた措置】

勤怠管理システムにより時間外命令の実績について、課内で回覧を行うことによって、複数で確認する体制をとるようにしました。なお、支給割合の錯誤により支給誤りが生じた職員については、正しい支給割合で計算し追給を行いました。

(2) 福江総合福祉保健センター使用料について

使用料の減免申請における減免理由が「市が共催する行事に利用する」とされているものについて、規定では減免率を100分の80とすべきところを、100分の100としていた。適正な使用料を徴収されたい。

【講じた措置】

使用料の減免について、誤っておりましたので施設利用者に対して、正当な使用料について納入をしていただきました。（平成29年2月16日収入済み）

[農業振興課]

(3) 補助金関係事務について

五島地区生活研究グループ連絡会補助金については、事業費より多く交付されていることから、補助金を減額し、交付額確定時に返還させるべきである。適切に処理されたい。

【講じた措置】

五島地区生活研究グループ連絡会に対し、事業計画、予算に応じた活動を行い補助金の適切な執行に努めるよう指導し、事業費を上回る補助金については、実績報告に基づき額の確定及び返還命令を行い返還済みです。

[農林整備課]

(4) 時間外勤務命令簿について

時間外勤務手当支給割合の錯誤により、支給過りが生じていた。時間外勤務手当の支出に際しては、違算などが無いようチェック体制を強化されたい。

【講じた措置】

以下の各段階において、チェックリスト（関係規定の抜粋、確認時の注意点）による点検、確認を行うこととします。

- ① 勤怠管理システムへの本人入力時
- ② 担当係長、課長による承認時
- ③ 月末の総務課への提出前の庶務・庶務担当係長の確認時

なお、支給割合の錯誤により支給誤りが生じた職員については、正しい支給割合で計算し、追給を行いました。

[玉之浦支所]

(5) 玉之浦花き栽培施設利用料の収入未済について

玉之浦花き栽培施設については、平成28年4月1日から1年間の施設利用を許可しているが、利用料が未納である。

納期限の指定、納入通知書の送達、未納者への督促などの収入事務については、五島市財務規則の定めるところにより適切に処理されたい。

【講じた措置】

平成28年度分については、納入義務者へ指導を行い納入が完了しました。

以後、五島市財務規則に基づき適正に処理いたします。

3 意見及び講じた措置等

[共通事項]

(1) 任期付短時間勤務職員の勤務について

時間外勤務が状態している任期付短時間勤務職員が見受けられた。採用条件等に則った労務管理に努められたい。

【今後の方針】

業務内容や業務量の見直しを行い、やむを得ないものを除く時間外勤務の縮減に努めます。

また、業務量が増えている課については、人事班において把握し、適正な人員配置を検討します。

(2) 備品管理について

使用不能、あるいは今後も使用見込みのない備品が多数存在している。今後の活用や処分について方針をたて、適切に処理されたい。

【今後の方針】

今年度は会計課の調査があったこともあり、使用不可能になったものや事業目的を終えたものなどを中心に廃棄を検討し、一部については、すでに廃棄を行いました。

今後も、備品台帳と現状を照らし合わせながら、備品管理を行います。

[情報推進課]

(1) 納期限の指定について

財産貸付に係る契約書及び覚書に定めている貸付料及び使用料の納期限については、五島市財務規則に準じて定めていることが望ましいことから、更新時等において見直しを検討されたい。

【今後の方針】

IRU契約では、請求書を受領した日から30日以内に支払うようになっているため、納入期限を明記していませんでした。この契約期限は平成30年3月31日であるため、平成29年度については、請求書発行日から30日後を納入期限として記入することとし、次期契約では、納期限を五島市財務規則に合わせるようにします。

(2) 光情報通信網設備については、維持管理経費が市の大きな負担になっていること

に加え、設備の更新時期を迎えていることから、今後の運営方針について十分に検討されたい。

【今後の方針】

情報技術の動向や後年の人口減少などを考慮して最も効率的な構成を組み、可能な限り更新使用を抑える方針で計画します。

[市民課]

(1) カネミ油症関係の第三者行為による賠償金について

債務者に対し、毎年面談を行い、損害賠償金の請求及び督促、並びに経営状況の確認や支払意思の再確認を行っているものの、損害賠償金の納入には至っていない。

本件については、平成20年度の定期監査及び決算審査において指摘してきたところであるが、厚生労働省通知に基づく損害賠償請求権の保全措置に終始するのではなく、債権者として、損害賠償金の請求及び督促についてさらに努力されたい。

【講じた措置】

平成29年3月22日（水）に長崎県市町村会館にて、カネミ倉庫（株）（社長ほか3名）、長崎県後期高齢者医療広域連合（事務局長ほか2名）、五島市（市民課長、健康政策課長ほか2名）の三者にて協議を行いました。

カネミ倉庫（株）からは、認定患者と医療費の増加に伴う経営状態の悪化、また、患者の医療負担を優先したいとの理由から、引き続き猶予をとの懇願がありました。

それに対し、五島市の逼迫状況も伝え、分割納入などの提案を行いました。弁護士と相談が必要であるとのことで、持ち帰り検討となりました。

【今後の方針】

市として打開策等の検討、協議を行い、カネミ倉庫（株）への提案を継続的に行っていきます。

(2) 国保会計の法定外繰入れの圧縮は重大な課題であり、医療費削減対策として様々な事業を展開しているが、明らかな改善が見られない状況である。

今後は、さらなる医療費の削減に努めるとともに、適正な収入の確保について検討されたい。

【今後の方針】

法定外繰入の圧縮については、医療費削減対策と収納率向上対策を引き続き努めていきます。

一方、全国的に国保財政の赤字問題が叫ばれているなか、それを解消すべく都道府県が財政運営の主体となって市町村とともに国保を担っていく「国保都道府県化」が平成30年度から開始予定です。

これに伴い、「国保事業費納付金」を県に収める制度に変わり、その財源は国保税となることから、税率等の改定について、具体的に検討を始めてまいります。

[農業振興課]

- (1) 五島食肉センターについては、家畜の処理頭数が計画を下回り、収入が減少したことから、指定管理料を増額している。指定管理者による健全経営を実現するため、適切な指導や支援を行い、収支改善に向け鋭意努力されたい。

【今後の方針】

畜産クラスター構築事業や国境離島新法関連施策を活用し、五島食肉センターの稼働率向上に結び付く肉用豚の生産規模拡大、肉用牛肥育農家の育成に取り組むことで経営健全化を図り、指定管理料を低減できるよう取り組みます。

- (2) これまで多くの有害鳥獣対策を実施してきたが、拡散のスピードは非常に速く広範囲に及んでいる。困難な課題ではあるが、市民の安全安心な生活と財産を守るため、引き続き研究を重ね、有効な対策を講じられたい。

【今後の方針】

有害鳥獣対策については、拡散防止柵の設置や猟友会等による捕獲対策など、様々な対策を講じているが、生息域の拡大が進んでおり対応に苦慮している。

新たな取り組みとして、平成28年度補正予算で「ICTまち・ひと・しごと創生推進事業」を活用し、捕獲状況や生活圏内への侵入度合の把握を行うことで、効率的な捕獲を目指し事業を実施する予定です。

今後は、捕獲員の確保・育成や、新たな対策を模索しながら有害鳥獣対策を実施します。

[農林整備課]

- (1) 「日本一の椿の島づくり」は五島市の4大プロジェクトに掲げられ、椿実の収穫量の増加を目指しているが、計画通りの成果がみられないので、事業推進に向けさらに努力されたい。

また、2020年には、五島市で国際ツバキ会議・全国椿サミットの開催が予定されており、大会成功に向け、万全の態勢で臨まれたい。

【今後の方針】

事業推進に向け、椿苗木の植栽事業を継続的に実施するための予算を確保します。

国際ツバキ会議・全国椿サミットについては、平成28年10月に実行委員会を設立後、大会ロゴマークを決定し、大会日程・視察内容等について協議を続けていきます。

大会ロゴマーク、PRイラスト等を利用したPRにも取り組んでおり、2020年の本大会に向けて準備を進めています。

[商工地域振興課]

- (1) 地域の絆再生事業については、事業内容の充実、各事業主体の組織力の強化や人材育成などの課題があげられている。課題解決に向け事業主体へ適切な支援等を行うとともに、関係各課との調整を図りながらさらなる事業推進に努められたい。

【講じた措置】

課題解決型のまちづくり活動に役立てるため、しまのまちづくり発表会を平成29年3月4日に開催し、各地区まちづくり協議会や団体の活動事例を発表し合い、疑問点、提案事項を参加者で共有しました。

また、講師からイベント参加型事業から人口減少対策となる課題解決型事業への展開事例を学びました。

課題解決に向け、事業主体への適切な支援を行うために引き続き交付申請書や実績報告書等を各事業担当課に合議するとともに、平成29年度からは交付申請書の申請時期を年4回に分け更なる事業の整合性を高めることとし、平成29年3月22日付け28五商第2480号により各まちづくり協議会事務局長あて通知しました。

[再生可能エネルギー推進室]

- (1) 浮体式洋上風力発電を含めた再生可能エネルギーの実用化については、利害関係者との合意形成、規制緩和に係る関係機関との調整等の課題解決を図り、早期実現に向けて事業推進に努められたい。

また、再生可能エネルギー関連産業の育成及び雇用の創出についても、引き続き積極的に取り組まれたい。

【今後の方針】

浮体式洋上風力発電を含めた再生可能エネルギーの実用化については、先行利用者である漁業者と信頼関係の構築を図りながら理解促進及び合意形成に取り組みます。

規制緩和については、弾力的な占用許可の運用と占用料の減免について、県に対して必要な支援・働きかけを行ってまいります。

再生可能エネルギー関連産業の育成及び雇用の創出については、五島市再生可能エネルギー産業育成研究会と連携しながら人材育成等の支援を行うことで、事業拡大や新規参入を促し、雇用創出を図ってまいります。

[富江支所]

- (1) 富江高校跡地の利活用については、富江まちづくり協議会から複数の案が提案されている、今後は、関係各課との協議など十分な検討を行い、地域の活性化に有効活用できるよう努められたい。

【今後の方針】

富江まちづくり協議会において協議された富江高校跡地の利用計画案が、平成28年度に報告されていますので、当協議会の意見等を十分に検討して有効活用できるよう引き続き協議していきます。

4 指導事項及び講じた措置

[共通事項]

(1) 起案文書について

起案文の決裁日、施行日の記入漏れが散見されたので、五島市文書管理規則の定めるところにより、適正に処理されたい。

【講じた措置】

平成29年2月24日付け、28五総第2000号により、各課（室、診療所、市長、事務局）長あて、定期監査における共通事項に係る、適正な事業の執行と経理の確保について通知しました。

[健康政策課]

以後、適切に事務処理を行うよう全職員に指導しました。

[農業振興課]

以後、適切に事務処理を行うよう全職員に指導しました。
ファイリングされた文書の定期的な内容確認等により適正処理の徹底に努める。

[農林整備課]

以後、適正に事務処理を行うよう全職員に指導しました。

[商工地域振興課]

定期監査事情聴取（平成29年1月25日）後、即日、記録を課内供覧し起案文書の決裁日、施行日の記入について注意喚起を行いました。またサイボウズにおいて再度、課内全職員に注意喚起を行い、各係長が抜き打ちで保存文書の確認を行い、決裁日、施行日未記入文書については、担当者へ指導し記入しました。

今後も折に触れ注意喚起を行うこととし、係長が不定期に保存済み決裁文書について決裁日、施行日が記入されているか確認することとします。

[再生可能エネルギー推進室]

再チェックを行い、記入漏れがないよう指導徹底し改善しました。

今後は、定期的に文書チェックを行い、記入漏れの改善に努めることとしました。

[富江支所]

記入漏れについて、記入処理を行いました。

各課長において今後の事務処理について指導徹底を行いました。今後も定期的な指導喚起を行い適正処理に努めます。

[玉之浦支所]

以後、適正に事務処理を行うよう全職員に指導しました。

(2) 納入通知書について

ア 納入通知書に納期限が記載されていないものが見受けられた。納期限は、契約書、関係条例及び五島市財務規則第 28 条の定めるところにより適正に指定し、記載されたい。

【講じた措置】

[情報推進課]

以後、適正に記載するよう全職員に指導しました。

[健康政策課]

以後、適切に記載するよう全職員に指導しました。

[農業振興課]

契約書や関係条例、五島市財務規則に基づき適正な記載を行うよう指導徹底しました。

[農林整備課]

担当者、担当係長に根拠規定、契約書の関係規定の確認を指示し、確認を行いました。

財務規則第 28 条の納期限の指定に関する規定の確認を全職員に指導徹底しました。

[富江支所]

納入通知の納期限記載について、公民館等の使用料や、学校施設の私用光熱費の納入など、条例において許可を受けた際に納付することが定められている場合に納期限の入力を怠っていた状況があったため、各課長において確実な記載を指導徹底しました。調定伝票の決裁時に確認をするようにしています。

[玉之浦支所]

以後、適切に記載するよう全職員に指導しました。

イ 納期限までに納付されていないものが見受けられたので、納付の督促等適正に処理されたい。

【講じた措置】

[情報推進課]

納付の督促等、適正に行うよう指導しました。

[健康政策課]

納付の督促等、適正に行うよう指導しました。

[農業振興課]

納期限内納付を納付義務者に呼びかけるとともに、期限を過ぎたものについては、納付の督促を適切に行うよう指導徹底しました。

[農林整備課]

納付の督促等、適正に行うよう指導しました。

[玉之浦支所]

納付の督促等、適正に行うよう指導しました。

(3) 時間外勤務命令簿について

時間外勤務命令簿の記載を、パソコンで一月まとめて入力・印字処理しているものが見受けられたので、適正に処理されたい。

【講じた措置】

[市民課]

勤怠システムにより事前承認を受け、実績を入力するよう指導徹底しました。

[健康政策課]

勤怠システムにより適切に時間外命令を受けるよう指導しました。

[富江支所]

前から事前に命令を受けることを指導しておりましたが、口頭による命令に留まり、命令簿の決裁が後日になる状況がありました。今後は勤怠システムにおいて適正に処理を行うよう指導しました。

[玉之浦支所]

勤怠システムにより適切に時間外命令を受けるよう指導しました。

(4) 公用船車借上簿について

借上料の金額及び処理日が記載されていないものが見受けられた。支払の漏れや遅延を防止するため、これらの事項を記載されたい。

【講じた措置】

[情報推進課]

毎月20日頃に公用船車借上簿をチェックすることとした。また、借上簿の備考欄に催促日を記入することとしました。

船車借上料の支出伝票決裁時に借上簿を添付することとしました。

[市民課]

指導に基づき記入漏れを記入し、以後、適正な事務処理を行うよう課員に指導徹底しました。

[農業振興課]

庶務担当者及び担当係長の定期的な借上簿の確認や外勤前の声掛け等に「より記載の徹底を図るよう指示しました。

[農林整備課]

以後、適正な事務処理を行うよう全職員に指導しました。

[再生可能エネルギー推進室]

指導に基づき記入漏れを記入し、以後、適正な事務処理を行うよう課員に指導徹底しました。

[富江支所]

記入漏れについて記入処理を行いました。また、各課長において今後の事務処理について指導徹底を行いました。今後は定期的な指導喚起を行っていくこととします。

(5) 自動車運転日誌について

ア 行先が「市内」「町内」、用務が「事務連絡」「現場」など、内容が不明瞭な記載が見受けられた。行先及び用務については可能な限り具体的に記載されたい。

【講じた措置】

[情報推進課]

記録を促すメッセージをハンドルに添付した。書きやすいようにフォルダからバインダー綴じにしてペンを紐でくくりつけました。

毎週（水曜日）に管理者が確認することにしました。

[市民課]

指導事項に基づき、行先等が不明瞭な記載とならないよう、課員に指導徹底しました。

[健康政策課]

適切な記載を行うよう指導しました。

[農業振興課]

行先の記載については、「〇〇事業所」や「〇〇地区〇〇氏圃場」など具体的な記載を行うよう指導徹底しました。

[農林整備課]

適切な記載を行うよう全職員に指導しました。

[再生可能エネルギー推進室]

行先、用務については可能な限り具体的に記載するよう指導徹底しました。

[富江支所]

各課長において今後の事務処理について指導徹底を行いました。今後は定期的な指導喚起を行っていくこととします。

[玉之浦支所]

適切な記載を行うよう全職員に指導しました。

イ 管理課確認印欄に押印のないものが見受けられた。また、管理課確認印欄のない日誌もあることから、適正な様式を使用するとともに、公用車管理課においては運転日誌により適正に管理されたい。

【講じた措置】

[情報推進課]

毎週（水曜日）に管理者が確認することにした。

[農業振興課]

管理課確認欄のある様式に変更をしました。以後、公用車の適切な使用、管理に努めます。

[農林整備課]

様式の変更を行いました。以後、適切な使用、管理に努めます。

[再生可能エネルギー推進室]

週に1回、室長が運転日誌を確認し押印するよう徹底することで改善を図りました。

(6) 補助金関係事務について

補助金交付申請書及び実績報告書が、要綱等で定める提出期限を過ぎて提出されているものが見受けられた。補助事業者に対し、提出期限を厳守するよう指導されたい。

【講じた措置】

[商工地域振興課]

平成28年度実績報告書の提出について、補助事業者に対して提出期限を厳守するよう要綱を添えて通知しました。

今後も、補助金交付申請書及び実績報告書の提出期限については、要綱等定める期限を厳守するよう指導徹底いたします。

[富江支所]

補助金要綱等を順守して適正な事務処理を行うよう指導しました。

[玉之浦支所]

補助金要綱等を順守して適正な事務処理を行うよう指導しました。

(7) 準公金事務について

準公金の取扱いについては、預金通帳・銀行届出印の管理、経理規程の整備、担当事務員以外の帳簿類の点検など五島市準公金取扱事務処理規程に基づいた事務処理が行われていないものが見受けられた。

準公金の適正な管理については、公金と同様に重要であり、他の地方公共団体において、準公金の盗難、紛失及び事務の不適正な取扱い等の事件や事故が発生している。「五島市準公金取扱事務処理規程の施行について（通知）」（平成 27 年 5 月 11 日付け 27 五総第 346 号総務課長通知）による事務処理規程に基づき、準公金の適正かつ安全な管理体制の整備に努められたい。

【講じた措置】

〔市民課〕

五島市準公金取扱い事務処理規程を徹底させ、担当職員以外の職員が帳簿類の点検を行うよう改善措置を講じました。

〔農業振興課〕

経理規程が未整備であった協議会の経理規程案を作成し、これに即した取扱いを行うこととした。経理規程案については、協議会における直近の総会に提案して承認を受けます。

〔農林整備課〕

経理規程に基づき適正に処理するよう帳簿等の点検整備を行いました。

〔商工地域振興課〕

財務規程は定められているが、会計責任者の定めなしとの指導を受けた市地域公共交通活性化再生協議会、財務規程がないことの指導を受けた県空港活性化推進協議会五島支部については、平成 29 年 4 月 1 日施行に向けそれぞれ財務規程の改正、制定しました。

各準公金の通帳、印鑑の保管場所については、引き続き通帳と印鑑を別々に、それぞれ施錠できる場所へ保管し、通帳保管場所の鍵の管理は課長補佐が、印鑑は課長が管理することとします。

また、会計書類の確認についても引き続き、伝票決裁時に差引簿、通帳写しを添付し残高を照合確認することとしています。

〔富江支所〕

会計伝票等の決裁欄が会計規程の経理責任者の条項に一致していないものがあつたので、会計伝票等の様式を改正しました。また、監事を指名していなかった団体

等については、平成29年度において規約及び会計規程の改正を行います。

[玉之浦支所]

指導受けた項目について、経理規程に基づき適正に処理するよう点検整備を行いました。

〈情報推進課〉

(1) 公用船車借上簿について

5月分の公用船借上料を8月に支払っていた。債権者へ早く請求書を提出するよう指導すべきである。

【講じた措置】

毎月20日頃に、公用船車借上簿をチェックし、備考欄に催促日を記録するよう指導しました。

(2) 食糧費支出伺簿について

1件が2万円を超える食糧費の使用の決定は副市長の専決事項であるが、課長専決で処理しているものが見受けられた。五島市事務決裁規程の定めるところにより適正に処理されたい。

【講じた措置】

以後、十分注意を図るよう指導しました。

(3) 契約事務について

電算システム導入業務において、契約の相手方を特定する一者随意契約を採用し、その理由を起案文書に記載しているが、根拠となる資料が添付されていない。

契約の方法、業者の選定及び設計額については、十分な検討を行い、比較検討した資料についても起案文書に添付されたい。

【講じた措置】

平成29年度当初に業務委託契約の事前審査を実施します。

〈市民課〉

(1) 住民センター使用許可申請について

住民センター使用料について、減免申請の不要な団体に申請書を提出させていた。条例に基づき適正な事務処理に努められたい。

【講じた措置】

指摘事項に基づき、住民センター条例の減免規定の対象団体や使用目的であるか

精査し、厳格な審査により減免する取扱いとすることを徹底しました。

〈健康政策課〉

(1) 福江総合福祉保健センター使用料について

ア 福江総合福祉保健センター条例では、「営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合」の使用料を通常の3倍と規定しており、営利団体が販売や入場料を徴収するイベントに利用する場合に適用し、展示会や社員研修に利用する場合は通常の使用料を徴収している。一方、他の施設においては、営利団体が展示会等に利用する場合に、「営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合」と判断しており、取扱いが異なっている。

また、使用料減免の要件として「社会教育関係団体及びこれに類する団体」を規定しているが、同一団体における減免の取扱いが異なっている。

公の施設における営利営業の場合の使用料徴収と減免要件の適用については、その取扱いに相違が生じないように、明確な運用基準を設け、条例に基づく適正な使用料の徴収に努められたい。

【講じた措置】

「営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合」の使用料の取扱いについては、平成29年7月1日以降の施設利用から運用基準を定め、現在、利用者に周知を図っています。

また、使用料減免取扱いについても、運用基準を設けるよう検討を行っています。

イ 一般浴室の使用料については、福祉団体が利用者から受領して健康政策課に渡し、同課が当該現金を払い込んでいるが、現状の徴収又は収入事務のあり方について根拠となる規定は見当たらない。

平成20年度定期監査において、「今後は委託契約も含めて管理方法の協議をしていきたい」との回答を得ているが、未だ改善されていない。適正な事務処理に向け、速やかに対処されたい。

【講じた措置】

福祉団体が利用者から受領して健康政策課に渡し、健康政策課が当該現金を払い込んでいた取扱いを改め、平成29年4月1日から健康政策課窓口で使用料を受領するようにした。利用者への周知を行っています。

(2) 契約事務について

ア 履行遅滞・債務不履行の場合の遅延利息・違約金など、五島市財務規則第90

条に規定する契約書に掲げるべき事項が漏れているものがあるので、必要な事項を契約書に記載すべきである。

【講じた措置】

今後の契約から契約書に掲げるべき事項を記載するように指導しました。

イ 五島市財務規則第 86 条に規定する随意契約の限度額以下を理由に随意契約を行うとしているが、設計額の根拠が示されていなかった。設計額は随意契約の限度額及び決裁区分の判断基準となるので、起案する際に設計額の根拠を明らかにすべきである。

【講じた措置】

今後の契約から適正に処理するよう指導しました。

ウ 契約保証金免除に係る五島市財務規則の適用条項に不適切なものが見受けられた。

【講じた措置】

今後の契約から適正に処理するよう指導しました。

エ 医薬品の単価契約において、予定価格調書の作成もれなどの不備が見受けられた。

【講じた措置】

今後の契約から適正に処理するよう指導しました。

オ 物品購入において、落札率が低いものが見受けられた。予定価格については、適正に定められたい。

【講じた措置】

今後の契約については、複数の見積りを徴するなどして、適切に予定価格を設定するようにしました。

(3) 補助金関係事務について

カネミ油症被害者団体活動費補助金の実績報告書の添付書類は、交付要領に定める様式を使用していないので、補助事業者に対して指導すべきである。

【講じた措置】

補助事業者に交付要領に沿った様式で申請及び報告をしていただくよう指導しました。

〈農業振興課〉

(1) 契約事務について

見積依頼書において見積書の記載金額(年額、消費税抜き)を指示しているが、指示に適合していない見積書を受け付けていた。適切な処理をされたい。

【講じた措置】

今後は、指示に従った見積書の提出を徹底するよう指導しました。

(2) 補助金関係事務について

農作物等有害鳥獣被害対策事業費補助金(捕獲分)の交付申請書に添付する計画書及び収支予算書の様式を、実態に即したものに改正するよう検討されたい。

【講じた措置】

交付申請書の添付書類である「計画書」「収支予算書」について実態に即した様式に変更するよう指示しました。

〈農林整備課〉

(1) 納入通知書について

貸地料及び公有財産使用料に係る納入通知書に記載されている納期限の根拠が不明瞭なものがある。納期限は、契約書及び五島市財務規則の定めるところにより適正に指定し、記載すべきである。

【講じた措置】

- ・担当者、担当係長による根拠規定、契約書の関係規定の確認を指示しました。
- ・財務規則28条の納期限の指定に関する規定を課内全職員に周知徹底しました。
- ・納期限記載について庶務担当及び担当係長の事務引継に必ず記載するよう指示しました。

(2) 旅行復命書について

行程を記載していないものが散見された。五島市職員服務規程様式第1号では「旅行の結果を具体的に記載する」となっていることから、行程について時間、経路、移動手段等を具体的に記載されたい。

【講じた措置】

- ・職員各々の過去の復命書を再確認させ、不備を認識させました。
- ・復命書決裁時に報告者、担当係長において、行程、時間、経路、移動手段の記載状況を確認することを指示しました。

(3) 契約事務について

業務完了報告書に業務完了日が記入されていない、契約請書に設計図書が添付されていないなどの不備が見受けられた。適切な処理をされたい。

【講じた措置】

- ・担当業務の完了報告書の再確認を行いました。
- ・担当者、担当係長において注意を払いチェック体制を強化するよう指導しました。

〈商工地域振興課〉

(1) 食糧費支出伺簿について

1件が2万円を超える食糧費の使用の決定は副市長の専決事項であるが、課長専決で処理しているものが見受けられた。五島市事務決裁規程の定めるところにより適正な事務処理をされたい。

【講じた措置】

食糧費支出伺簿を再度確認し、2万円を超える1件について事務決裁規定に基づき決裁を受けなおしました。

(2) 契約事務について

福江ショッピング管理業務の契約書に、見積依頼書の仕様書に示している業務内容の一部しか記載されていない。委託者、受託者双方において、そごが生じない契約を締結し、履行を確保するためにも、契約書にすべての業務内容を記載するか、または仕様書を添付すべきである。

【講じた措置】

福江ショッピングプラザ管理業務委託契約第8条の規定に基づき契約の相手方と協議し、同契約第2条（業務の範囲）に関し、見積依頼書の仕様書に示している業務内容すべてを業務の範囲とする変更契約を平成29年3月15日付けで締結しました。

〈再生可能エネルギー推進室〉

(1) 旅行復命書について

旅行途中の行程が省略されているものが見受けられた。五島市職員服務規程様式第1号では「旅行の結果を具体的に記載する」となっていることから、全行程について時間、経路、移動手段等を具体的に記載されたい。

【講じた措置】

全行程について時間、経路、移動手段等を具体的に記載するよう指導徹底しました。

〈富江支所〉

(1) 契約事務について

多郎島地区公園バンガロー新築工事（建築）において、洗濯機置き場、非常用照明等の追加工事に伴う契約変更を行っているが、当初設計において十分な精査をすべきである。

【講じた措置】

以後の工事等について、概算設計の段階から十分な検討と協議を重ねるよう指導徹底しました。

〈玉之浦支所〉

(1) 納入通知書について

県管理港湾使用料について、納入通知書に納期限の記載がないもの、また、記載している納期限の根拠が不明瞭なものが見受けられた。納期限は、関係条例等により適正に指定し、記載すべきである。

【講じた措置】

歳入の納期限を財務規則第 28 条の規定に基づき記載し、納入通知を発行するよう指導しました。

(2) 公用船車借上簿及び食糧費支出伺簿について

公用船車借上簿及び食糧費支出伺簿が整備されていないので、整備されたい。

【講じた措置】

公用船車借上簿及び食糧費支出伺簿の整備を行いました。

(3) 契約事務について

設計監理業務の委託契約において、契約書に設計業務及び監理業務の履行期間がそれぞれ定められている。設計業務の履行期間内に委託先から納品書が提出されているが、検査が行われていない。五島市財務規則第 100 条の規定により履行が完了した旨の届出のあった日から 10 日以内に検査を行うべきである。

【講じた措置】

財務規則に基づき適正に処理をするよう指導しました。

(4) 補助金関係事務について

全ての補助金の交付確定日を平成 28 年 5 月 30 日としているが、実績報告書の提出後は、速やかに交付確定通知書を交付すべきである。

【講じた措置】

補助金等交付規則により適正に処理するよう指導しました。